第05号

2021年5月19日



Safety Mail

• 滋賀県警察本部交通企画課。

県内の交通事故発生状況

《令和3年4月末現在の人身事故》

	件 数	死 者	傷者
本 年	934	12	1, 128
前年	964	10	1, 190
増 減	-30	+2	-62

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死 者	傷者
本 年	302	6	159
前年	288	4	147
増 減	+14	+2	+12

県内の交通事故は、前年に比べ、発生件数と傷者数は減少していますが、死者数は増加 しています。高齢者の事故は、発生件数、死者数、傷者数ともに増加しています。

は自転車受金利用月間

交通安全スローガン〜自転車編〜 ぎむ化だよ 自転車ほけん おやくそく



◆自転車の死亡事故事例◆

発生:令和3年3月 夜間

場所:東近江市

状況:道路の左前方を走行中

の自転車に追突。

→歩道

車の連転者は・・・

前をよく見て運転し、歩行者や自転車を 見落とさないようにしましょう。

特に夜間は車のライトが当たる範囲でしか 相手を確認することができません。

ライトのハイビームとロービームを切り替え、速度を落として安全確認しましょう。



自転車に乗るときは・・・

交通ルールを守って自転車に乗って いても、事故に遭うことはあります。

特に夜間は、道路の左側を走行する、 ライトを点ける等以外にも、反射材を多く 活用し目立つように努めましょう。

また、歩行者等と衝突して相手が怪我 をすると、自転車側が治療費や損害賠 償を請求される等の責任を負うことにな ります。

自転車も保険に加入しましょう。



よく見かける自転車の交通違反

二人乗り

スマートフォン使用

イヤホン使用

傘差し運転









二人乗り、スマートフォン等を使用しながら、音楽を聴きながら、傘を差しながらの運転、 2台以上並んでの走行、飲酒運転は、交通違反であり大変危険です。

自転車は軽車両、車の仲間です。車と同じように交通ルールを守りましょう。



問 自転車に傘を固定させた状態での傘さし運転は違法ですか?

傘を固定させる器具を設置するだけでは違法ではありません。 しかし、傘を固定させて傘さし運転すると違法になることがあります。

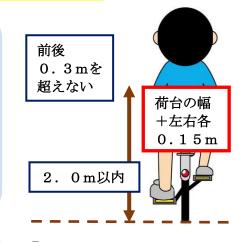
<mark>道路交通法57条</mark>「乗車又は積載の制限等」

第2項 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため 必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限に ついて定めることができる。「2万円以下の罰金又は科料」

この法律を受けて、滋賀県では、

滋賀県道路交通法施行細則第12条

「軽車両の乗車および積載の制限」第3項及び第4項で、 「積載の方法は、積載装置の左右にそれぞれ0. 15メート ル、および前後から0. 3メートルを超えてはみ出さない こと。積載物の高さは、自転車にあっては、2メートルから その積載する場所の高さを減じたもの。」 と定められています。





忘れていきせんか?自転車用ヘルメット

自転車事故で死亡した人の多くが、頭部に致命傷を負っています。頭部の 保護は、事故の被害を軽減する上でとても重要です。

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、『幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメット着用』が推進されています。

自転車に乗るときはヘルメットをかぶり、あごひももしっかり締めましょう。

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。 TEL 077-522-1231 (代表) E メール x0022@police.pref.shiga.jp